

早稲田大学総合研究機構と文部科学省科学技術政策研究所との 研究協力に関する覚書

早稲田大学総合研究機構（以下「総合研究機構」という。）と文部科学省科学技術政策研究所（以下「政策研」という。）は、研究活動及び研究能力の向上等に関し、互いに支援・協力することに合意し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 総合研究機構および政策研が、研究活動、研究能力の向上、国際的な学術的・文化的交流等、相互協力が可能な活動において、双方が互惠の精神に基づき、本覚書及び別途締結する契約その他の書面により定められた事項につき、かかる書面の条件に従い、連携及び協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 本覚書に基づき総合研究機構及び政策研が行う連携事項の内容は、次の各号に規定される事項、及び今後合意され、書面により確認された事項のとおりとする。

一 総合研究機構に所属する「次世代科学技術経済分析研究所」が主として実施する、産業関連分析を主な手法とする科学技術の社会経済分析、政策研が主として実施する科学技術予測及び動向調査・分析等に関する、以下の研究協力とそれに付随する人的交流

- ① 種々の領域の科学技術動向に関する研究
- ② 科学技術予測とその分析手法に関する研究
- ③ 産業連関分析等の経済効果の試算に有効な分析とその分析手法に関する研究
- ④ 雇用問題等の社会問題の解決につながる科学技術の発展に関する研究
- ⑤ 科学技術の発展にかかわる社会システムに関する研究

二 科学技術の将来動向及び科学技術がもたらす経済的・社会的効果を、学際的視点と複合的専門力によって分析できる研究者の能力向上

三 一、二に関するワークショップ等の企画

四 その他、関連する諸活動（例えば、早稲田大学における人材育成のための講義など）

2 前項に掲げる連携事項の実施にあたり必要と認めるときは、双方協議の上、詳細について別途書面にて定めることとする。

（知的財産の取扱い）

第3条 総合研究機構及び政策研の両機関による協力の結果生じた知的財産権の帰属は、双方協議の上、決定するものとし、必要に応じて別途契約等を締結するものとする。

（個人情報の取扱い）

第4条 総合研究機構及び政策研は、本覚書に基づき知り得た個人情報を、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、この限りではない。かかる義務は、本覚書終了後も存続するものとする。

- 一 本人の書面による事前の同意があるとき
- 二 法令が許容又は義務付けるとき
- 三 個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要があるとき
- 四 公的機関が法令の定める事務を遂行するため、協力する必要があるとき

(機密情報の保持)

第5条 総合研究機構及び政策研は、文書、口頭、電磁的記録媒体等のいずれの方法によるかを問わず、相手方から開示された図面・データ・仕様書等の資料、ノウハウ・アイデア等の営業上、技術上の情報またはサンプル等の物品のうち、秘密であることが明示されたものについて、厳に秘密を保持するものとし、本覚書の目的以外にこれを用いてはならず、また、事前に相手方の承諾を得ずにこれを第三者に開示漏洩してはならない。文書以外の方法によって相手方に開示した上記資料、情報等については、開示後7日以内に秘密であることを相手方に文書で通知しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号の一部に該当する情報には適用しない。

- 一 相手方から知得する以前に既に所有していたもの。
- 二 相手方から知得する以前に公知のもの。
- 三 相手方から知得した後、自己の責に帰し得ない事由により公知となったもの。
- 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知得したもの。

3 前2項の規定は本覚書終了後についても存続する。

(損害賠償)

第6条 総合研究機構及び政策研は、本覚書の履行に際し、自らの責に帰すべき事由によって相手方に損失・損害を与えた場合、相手方の求めに応じ、これを直接損害(間接損害、結果損害を含まない)にかぎり賠償の責任を負う。

(覚書に定めのない事項等)

第7条 本覚書に定めのない事項、改定の必要がある事項又は本覚書の解釈に疑義を生じた事項については、双方協議の上これを決定する。

(信義誠実の原則)

第8条 本覚書は、総合研究機構及び政策研が対等な立場における合意に基づいて締結するものであり、総合研究機構及び政策研は、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(覚書の期間)

第9条 本覚書は締結日より発効し、その有効期間を平成27年3月31日とする。

2 有効期間終了の6ヶ月前までに、総合研究機構又は政策研から、有効期間終了の意思表示がない限り、1年間延長し、以降も同様とする。

(覚書の変更・終了・譲渡)

第10条 本覚書は、総合研究機構及び政策研の両当事者の合意なく、変更又は終了できないものとする。

2 本覚書上の地位を第三者に譲渡することはできないものとする。

(裁判管轄)

第11条 総合研究機構及び政策研は、本協定及び個別契約等に関して、訴訟の提起、調停の申し立て等の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を、訴額の如何にかかわらず、専属的な第一審合意管轄裁判所とすることに合意する。

上記覚書の成立を証するため、本覚書を2通作成し、総合研究機構及び政策研の代表が記名押印の上、双方各1通を保有するものとする。

2012年4月1日

東京都新宿区早稲田鶴巻町5-1-3番地
120-4号館304号室

東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎
7号館

早稲田大学総合研究機構

文部科学省科学省科学技術政策研究所

機構長 森原 隆

印

所長 桑原 輝隆

印